



プレスリリース



令和8年5月28日
愛媛県薬物乱用防止指導員今治保健所地区協議会
(事務局今治保健所企画課)

令和8年度愛媛県薬物乱用防止指導員今治保健所地区協議会総会
の開催について

標記総会を、次のとおり開催（全部公開）します。

- 1 開催日時
令和8年6月14日（日） 10:30～11:15
- 2 開催場所
今治支局 4階大会議室（今治市旭町1丁目4-9）
- 3 議題
 - (1) 令和7年度事業報告及び会計報告
 - (2) 令和8年度事業計画（案）及び予算（案）
 - (3) 講演 「薬物情勢と乱用防止に向けた啓発活動について」
 - (4) 街頭キャンペーンについて
- 4 傍聴
 - (1) 傍聴の定員 4人
 - (2) 傍聴の申込方法等
 - ① 傍聴を希望される方は、令和8年6月10日(水) 17:00までにFAX又はメールにより、傍聴を希望する会議の名称(愛媛県薬物乱用防止指導員今治保健所地区協議会総会)及び氏名、住所、連絡先の電話若しくはFAX番号またはメールアドレスを協議会事務局(今治保健所企画課)へ連絡してください。(1回の申込につき1名のみ可)
 - ② 傍聴の申込の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③ 傍聴することができる方には、令和7年6月12日(金)17:00までに事務局から電話又はFAX、メールによりその旨を連絡します。
- 5 その他
 - ① 総会終了後、12:00からせとうちみなとマルシェにおいて「ダメ。ゼッタイ。」普及運動今治保健所街頭キャンペーンを実施します。(詳細は別紙参照)
 - ② せとうちみなとマルシェが中止となった場合は、同キャンペーンも中止します。

〔問合せ先（協議会事務局）〕

今治保健所（東予地方局健康福祉環境部今治支局）

企画課医療対策係（担当：菊池）

〔〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4-9〕

電話 0898-23-2500 内線 258 FAX 0898-23-2531

メール ima-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp

(別紙)

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動今治保健所街頭キャンペーン実施要領

1 目的

「6. 26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知とその設置趣旨を官民一体となって国民に普及し、あわせて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

2 名称

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動今治保健所街頭キャンペーン

3 実施日時及び場所

日時 令和8年6月14日(日)

11:50~12:00

集合・受付

12:00~12:30

キャンペーン実施

啓発資材の配布、募金活動等

12:30~12:35

行事終了あいさつ

場所 みなと交流センター せとうちみなとマルシェ
今治市片原町1丁目1-27

4 関係機関

愛媛県、愛媛県薬物乱用防止指導員今治保健所地区協議会

5 実施方法

同イベントへの来場者にリーフレット等啓発資材を配布し、薬物乱用防止を呼びかけるとともに国連支援募金運動への協力として募金活動を行う。

6 集合場所及び集合時間

場所: せとうちみなとマルシェ 本部テント裏

時間: 11:50

7 配布資料等

パンフレット等のセット

※各配布場所において、保健所職員からお渡しします。

8 参加者

保健所職員、薬物乱用防止指導員

傍 聴 要 領

愛媛県薬物乱用防止指導員今治保健所地区協議会

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和8年6月14日(日曜日)10:30(会議の開催予定時刻)までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

(受付開始は、6月14日(日曜日)10:00からです。)

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。